

令和5年度水田活用の直接支払交付金について

担い手農家の経営の安定化や、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め水田のフル活用を図るために農林水産省が実施している水田の直接支払い交付金制度のポイントについて紹介します。

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する**麦・大豆・米粉用米**等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

【事業の概要】

戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

〈交付対象水田〉
 ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
 ・現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付け）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象としない。

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

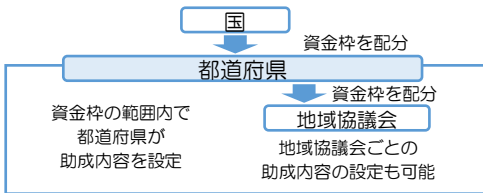
※2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で**産地づくりに向けた取組**を支援します。

○国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容(対象作物や単価等)を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

○さらに、当年産の右下の図の取組に応じて追加配分。



取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

都道府県連携型助成

都道府県が**転換拡大に取り組む生産者を独自に支援**する場合に、国が追加的に支援します。

○都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

コメ新市場開拓等促進事業

産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者**を支援します。※1

○対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米※2

※1：予算の範囲内で助成対象となる地域農業再生協議会を決定

○支援単価：4.0万円/10a、3.0万円/10a、9.0万円/10a

※2：米粉用米（パン・麺の専用品種が対象）

畑地化促進事業

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等**を図る取組等を支援します。

① 畑地化支援：高収益作物 17.5万円/10a ※1
 ：畑作物（高収益作物以外）※2 14.0万円/10a ※3

※1：令和5年度までの時限単価

② 定着促進支援：ア 高収益作物：2万円（3万円※4）/10a×5年間（①とセット）
 ：イ 畑作物（高収益作物以外）※2：2万円/10a※3×5年間

※2：対象作物は、麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等

※3：令和4年度補正予算における単価

③ 産地づくり体制構築等支援

※4：加工・業務用野菜の場合

④ 子実用とうもろこし支援：1万円/10a